

平成29年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成29年12月8日

○出席議員 16人

1番 藤本 治君	2番 高梨 弘人君	3番 久我 恵子君
4番 照川 由美子君	5番 磯野 典正君	6番 鈴木 克己君
7番 戸坂 健一君	8番 佐藤 啓史君	9番 黒川 民雄君
10番 末吉 定夫君	11番 松崎 栄二君	12番 丸 昭君
13番 岩瀬 洋男君	14番 土屋 元君	15番 岩瀬 義信君
16番 寺尾 重雄君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田 寿男君	副市長 関 重夫君
教育長 藤平 益貴君	総務課長 酒井 清彦君
企画課長 軽込 一浩君	財政課長 斎藤 恒夫君
税務課長 土屋 英二君	市民課長 植村 仁君
介護健康課長 大森 基彦君	福祉課長 関 富夫君
生活環境課長兼長 田 悟君	都市建設課長 鈴木 克己君
清掃センター所長	
農林水産課長 平松 等君	観光商工課長 高橋 吉造君
会計課長 茂田 智君	教育課長 岡安 和彦君
社会教育課長 吉清 佳明君	水道課長 大野 弥君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 渡辺 茂雄君 議事係長 原 隆宏君

議事日程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第52号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 勝浦市母子及び父子世帯等高等学校等就学費補助条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算

議案第57号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第58号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第59号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第60号 平成29年度勝浦市水道事業会計補正予算

議案第61号 指定管理者の指定について

議案第62号 指定管理者の指定について

議案第63号 指定管理者の指定について

議案第64号 指定管理者の指定について

議案第65号 指定管理の期間の変更について

議案第66号 指定管理の期間の変更について

第2 請願の委員会付託

請願第4号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願

請願第5号 沿岸小型漁業に配慮した漁獲規制緩和と所得補償を求める請願

第3 休会の件

開 議

平成29年12月8日（金） 午前10時開議

○議長（岩瀬洋男君） ただいま出席議員は16人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（岩瀬洋男君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第52号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市母子及び父子世帯等高等学校等就学費補助条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第53号につきましてお尋ねします。名称を条例上、変更する改正なんですかけれども、内容的には税の仕組みは変わるもので、その辺をご説明をいただきたいと思います。名称の変更がどういう変化をもたらすのかお尋ねしたいということです。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。今回の改正は、9月議会に出したものと実は同じですけれども、資料にもつけさせていただきましたけれども、今回の条例改正しています24条については、地方税法施行令第47条の3に根拠を置いておりまして、国の改正がおくれて9月15日に交付、市に9月20日ごろに文書が届きましたけれども、それで改正が判明したことから今回の提案となったものでございます。

配偶者控除と申しますのは、所得の少ない配偶者がいる納税者に課せられる住民税や所得税について、一定の金額を所得から控除することで税負担の軽減をすることでございます。現行の配偶者控除では、配偶者の年収が103万円以下であれば、納税者に課せられる住民税の対象となる所得金額から33万円が控除されて、納める税金もその分安くなる。また、配偶者の年収が103万円を超えた場合も、年収が141万円までの間は配偶者特別控除という制度が適用されて、納税者本人の所得の控除が段階的に控除が受けられるようなものでございました。

今回の見直しは、いわゆる103万円の壁は、就労構造を意識しなくて済む、暮れのほうになってきて働き過ぎちゃうと、配偶者控除の適用を受けられなくなるから調整しなくてはいけないとか、そういう働き方を意識しなくて済むように、配偶者の年収を103万円から150万円に拡充されました。

また、段階的に控除金額の減額がされる配偶者特別控除の上限も、現行141万円から201万円に拡充されたものとなっております。

一方で、配偶者特別控除を受ける世帯の年収の上限も今回改められまして、納税者の年収が1,120万円を超えると、段階的に配偶者控除の減額が行われるように、最終的には年収1,220万円を超えた場合には、配偶者控除あるいは配偶者特別控除が受けられなくなるということで、全体の増減収を調整されているものでございます。

市税条例におきましては名称の変更でありますけれども、読みにいく地方税法、所得税法のほうの規定において、以上のような改正が行われるものでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務文教常任委員会へ、議案第52号、議案第54号及び議案第55号、以上3件は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第56号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算、議案第57号 平成

29年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第58号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第59号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第60号 平成29年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 2点質問します。議案第56号、一般会計補正予算、32ページ、民生費、社会福祉費、老人福祉費というところで、認知症予防普及啓発事業23万5,000円が計上されております。これまで、エンディングノートとか、そういう名称をこの事業の中で見たことがなく、初めて目についた事業です。この主な内容と、事業の経過について、まず質問いたします。

2点目、49ページ、災害復旧費、これは公共土木施設災害復旧費、台風21号、22号で被害が、私が見たところ、海岸線は今まで見たことのないようなすごい光景が繰り広げられておりました。対策をし、元に戻すのは大変なことだと思いましたが、予想以上にスピード感があり、この被害復旧を大変迅速にやっていただいたというふうな気持ちです。この道路橋りょう等単独災害復旧事業200万円、補助災害復旧事業250万円ということで、これは見たところ、道路だけではなく、河川、漁港、大きな災害を受けました。今回は、この災害復旧費の中の道路というところで、どの程度の災害であったのか、私は海岸しか回って見ていませんでしたので、この災害の内容、そして対策の経過というものを質問いたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。私からは、補正予算書32ページの認知症予防普及啓発事業についてお答えを申し上げます。まず、内容と事業経過ということでございますが、事業経過のほうからご説明いたします。この認知症予防普及啓発事業につきましては、現在でも認知症スクリーニングテスト、あるいは寺子屋さんぽなどの事業を実施しておりますが、今回、講習会を企画したいという考えがあります。

また、今、歌声ボランティアうたびとというものを養成しております。今回、1期生が18名認定されまして、また今、2期生の養成を行っているところでございます。このうたびとわかるようなアイテムといいますか、物、そういうものがないかとか、そういうものが必要であるというところが発端でございます。この歌声ボランティアうたびとというのは、歌を利用した回想法を実施するに当たりまして、ボランティアの方に協力していただこうということで始めたものでございます。

例えば、具体的に申し上げますと、文部省唱歌、あるいは、その当時はやりました流行歌、今の年代の方ですと、「あこがれのハワイ航路」とか、「学生時代」とか、そういうような歌を口ずさむことによりまして、今以上に輝いていた時代を思い出させていただいて、前向きな気持ちを持っていただく。また、脳を使いますので、そういうことから認知症予防をしようとするものでございます。

予算化に当たりまして、財源を探しましたところ、千代田健康開発事業団が行っております、チヨダ地域保健推進賞、これは、今回補正予算書24ページの歳入、雑入のほうに入れさせていただいておりますが、これがありましたので応募したところ、採用されましたので、今回その

財源を活用いたしましてこの事業を行おうというものですございます。そのお金は20万円の歳入があるということでございます。

この内容につきましてですが、エンディングノートというのは、人生の終盤に差しかかりますと、万が一起こり得る事態があります。そのときに、治療とか、あるいは介護、また葬儀などにつきまして、自分の希望を書いたり、あるいは家族への伝言とか、何かあったときに連絡してほしい人などを書く、そういうノートでございます。こういうノートを講習会で配布したいということで、今回予算に上げさせていただきました。

また、先ほど申しましたうたびとに関しましては、ベスト、今、手づくりの、こちらでつくりましたワッペンを使っているんですけども、ぱっと見てわかるようにということで、ベストを購入しようと。また、歌に関しますので、キーの変換装置、あるいは、講習会を行いますとスクリーンが必要ですので、プロジェクタスクリーン、そういうものを購入しようという事業でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。今回計上させていただきました災害復旧工事費 250万円のほうであります、これは9月28日に起きた豪雨による被害のものであります。規模といたしましては、市道佐野ノ台上地堀線という、佐野地先にある市道でありますが、延長は7メートル、高さは約3.3メートルが、路肩が崩落し、ブロック積みを行い、復旧しようとするものであります。

台風21号及び22号の被害に関しましては、これは議会初日に専決処分で承認していただきました、その予算に計上されておるものであります、21号の被害といたしましては、道路の災害復旧工事費で6本、河川で6本がありました。22号においては道路と河川1本ずつであります。河川のほうは、ごみや流木等により河川が閉塞状態になっておりましたので、こちらは直ちに工事着手し、今は全部閉塞は取り除かれております。道路につきましては、業者選定をしてこれから工事をするものもありますが、倒木と堆積物の撤去もありましたので、そちらは速やかに行なったところであります。

失礼しました。それともう一つ、200万円の災害復旧事業費であります、こちらは緊急応急的な事案に対応するために計上させていただいたものであります、当初予算で計上したもののが執行残が減ってきたために、追加として上げさせていただいたものであります。

いずれにしても、まだ復旧工事が終わっていないところは、速やかに業者を選定し、工事を進めたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございました。認知症予防に関しては、これから社会の大きな、重要なことになっていくというふうに思っているわけですが、予防に関するマニュアル的な対策、それから、認知症だけでなく、ひきこもり等の対策、これは今、千代田の助成金活用ということで、こういうところがあるんだなと思ったわけですが、そういう応募を積極的にしていくことは大変よろしいことかと思います。そういう面で、今後、この予防に関するとか、実際起こっていることに対してのマニュアルがあるかどうかを聞きたいと思います。

それから、災害復旧につきましては、豪雨での復旧事業でしたが、災害が起ったとき、迅速に今回のような対応ができることが望ましいわけですが、これに関して何か課題があったの

ではないかと思います。課題につきまして、ありましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、認知症予防に関するマニュアルですけれども、現在、マニュアルといったような形のものはございませんが、現在、認知症サポーター養成講座を受けられると、このオレンジのリングを渡されるんですけれども、その中に対応の方法が書いてございます。基本的な対応としては、3つの「ない」というのをお願いしているところでございます。まず、驚かせない。認知症だと思われる方につきましては、後ろから声をかけるのではなく、前に回って声をかける。あるいは複数で取り囲むようにして声をかけることはしない。また、急がせない。例えば、何百何十何円頂戴しますといったときには、認知症の方はすぐにはお金を出すことができません。ですので、そのとき、早くしてくださいというようなことは言わない。また、自尊心を傷つけない。これにつきましては、例えば、ごみ出し、不燃物の日に可燃ごみを出した場合について、何で出したんですかとか、そういう怒るような態度はとらずに、今日はこういう日ですよ、可燃物はこういうときですよ、場合によってはお声かけしますよ、そういう形で対応するというところが、この説明会で話しております。

続きまして、ひきこもりに対します、千代田健康開発事業団の活用でございますが、これは確認しなければ活用できるかどうかということは申し上げられないんですけれども、実績として、平成25年度に町田市で、町田市ひきこもり者支援体制推進事業の取り組みというのが受賞しております。もう一つ、同じ25年度に徳島県で、ひきこもりがちな若者と保護者への支援というものが受賞として助成金を受けておりますので、対応できるかとは思いますが、これについては確認しなければ正確なお答えはできないということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。災害復旧工事に対する課題、また、将来的な懸念も含めてお答えさせていただきたいと思います。今回の災害復旧におきましては、市内の土木業者や技術者及び作業員が減少してきておりまして、今回の災害復旧も、一つの復旧場所が終わってからまた次に移るというふうな形になり、若干、復旧が長引いたところもあるかと思います。当市と災害協定を結んでいる事業者は、10年前と比べ、4者減少し、現在は10者となっております。幸いにも、当市は大規模な災害に見舞われておりませんが、仮に大きな災害が発生した場合、迅速な対応ができるか心配になっているところであります。

答弁がそれますが、10月に接近した台風により、海岸や河川に大量のごみや流木が漂着しました。そのとき、鵜原地内に現場確認に行くことがあり、目にしたのは、地区の住民総出で片づけの作業を行っている姿でした。また、他の行政区でも同じような作業を行ったと聞きました。このようなことを目にし、また耳にし、大変心強く思いました。災害時行政ができる支援には限りがあり、自助、共助が下支えとなり公助が十分発揮されるものと思っております。今後、自主防災組織が今各地で発足されてきており、今後さらに数が増え、充実していくことを願っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございました。そういう認知症だけではなくて、ひきこもりとか、虐待だとか、身近に、これからたくさんの方の事例が出てくるのではないかという予想が立ち

ます。この点で、高齢者の虐待、児童の虐待、これについてマニュアルが必要と思われますが、この前、福祉課長とお話ししたときに、児童虐待のマニュアルはありますということでした。このマニュアルの中で最も大事なのが、通報に関する守秘義務の徹底と思っております。この点につきまして、高齢者虐待、児童虐待、これは介護健康課、福祉課、教育課という、それぞれ関係あるんですが、このマニュアルはあるのか、そして、その中の大事な部分をどう守秘するかという点につきましてお伺いをしていきたいと思います。

災害のほうですが、課題は、市内の土木業者減少の中、大変効率よくやっていただけたのかなと思います。今朝方、火事がありました。災害の面では、防げる災害もあると思います。この火災につきましては、心からお見舞い申し上げます。

災害という点につきまして、身近なところでは、これまでにない災害が起こる可能性があるなと思っているのが理想郷です。理想郷は、車が入る道がありません。そして、今、観光バスが毎日やってきて、観光地として、昨年と違う状況が発生してきております。このときに、万が一、たばこの吸い殻等で火災が起こったとき、それらを想定して、消防団がみずから訓練、消防署も、明後日ですが、協力して訓練を行うという見通しになっておりますが、災害に強い勝浦市をつくっていくため、また、災害が起こっても、すぐ対策できるというものをつくっていくために、今後さらに尽力してもらいたい。これは要望として、また委員会で詳しくは取り扱っていきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。私からは、高齢者の虐待防止マニュアルにつきましてお答えいたします。勝浦市では、虐待防止マニュアルというようなものにつきましては現在整備されておりませんが、ただ、昨今の状況を見ますと、整備する必要があるということは、課内、係内で話が出ているところでございます。

今現在の対応といたしましては、国の高齢者虐待への対応と養護者支援についてとか、あるいは千葉県の高齢者虐待対応マニュアルに基づきまして対応しているところでございます。

大事なところで申し上げますと、高齢者虐待防止法、正式名称は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律でございます。ですので、単に虐待を受けた高齢者だけを支援する、あるいは措置して面会を制限するだけではなく、虐待したほうにも支援をしていく。虐待したほうも何かしらの負担が増加して虐待に至った経緯もあるということも考えられますので、双方にわたって対応していくというものが高齢者の虐待の大事なところであります。

また、この中には、通報者あるいは届出者に対しまして、その者を特定させることを漏らしてはならない、あるいは、連携協力体制ということで、事が起こった場合については、関係機関、場合によっては民間もありますが、そういうところとも連携しながら対応していくというところが大事なところではないかと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 予算で2点、35ページの保育所管理運営費と児童館管理運営費、それぞれの当初予算に対して、まだ執行してないでしょうけど、緊急修繕料というふうな説明になっているので目に入っちゃんだんですけど、緊急であればすぐやれよという話だと思うんですけど、この緊急的な修繕が必要な箇所と、保育所の場所と、児童館はわかるんですけど、要するに、子どもたちが使っているところで修繕が必要であれば早々に行う必要があるのだろうと思いま

すけど、ここにきて緊急ですので、緊急であれば、逆に言えば専決でやっちゃってもいいんじゃないかと思ったんですが、当初予算が入っていたので、その辺について説明をお願いします。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。35ページの保育所管理運営経費の関係で修繕料でございます。この緊急修繕料につきましては、当初予算のほうで予算をいただいているところでございますけれども、その予算のほうを、緊急修繕が発生しておりますので、ほぼ使ってしまっております。その関係で、まだ、このくらい程度のものが起こり得るのではないかという予備の形で要求をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今の説明で、わかりました。要は、事があったときにすぐ対応できるための、先ほど言った都市建設課の200万円と同じで、そのように理解しましたけど、子どもたちが使っている施設ですので、急を要する場合は、市長の専決ができる仕事だと思います。そういうことで、子どもたちのためを思うというか、そういう施設ですので、今後ともそういう対応は迅速に行っていただければと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 3点質問させていただきます。27ページの情報管理費にマイナンバーの費用が計上されておりますけれども、マイナンバーの、現在の発行対象者に対する発行済みの比率はいかがになっているのかということと、それから、マイナンバーは、この間、住民税の会社における給与からの天引きのために、会社に従業員のマイナンバーが通知されたと思うんですけど、そのほかにも、このようなマイナンバーを使った運用はほかにもなされているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、同じく27ページのふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業につきましては、発行済みの七福感謝券に対する報償費の不足分が計上されているんですけども、この間、この報償費の総額、分野ごとにわかれれば、お答えいただきたいんですけども、報償費としては、それぞれの分野ごとの支出と比率、総額幾らになったのかをお尋ねしたい。

それから、さとふるを通じた返礼の今年の運用状況について、昨年と比べて何か特徴あるのかどうかも含めてお尋ねをしたいと思います。

次に、31ページの自立相談支援事業で、夷隅ひなたに対する契約額の減額が計上されておりますけれども、今年の契約、運用内容につきまして、どのような執行状況というか、今年はどういう内容があるのかをお尋ねします。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。マイナンバーの通知カードの発行ということですけれども、現在、未交付の枚数が52通ございまして、当初配布した枚数が9,260通ですので、発行比率は99.5%、未交付率0.5%となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。税におけるマイナンバーの利用場面ということでございますけれども、議員が事例として挙げられました特別徴収義務者に対する、給与天引きに対する当初の通知ですね、そういう場面では使っておりますけれども、市のほうから番号を付して

通知するというものはそれ以外にはございませんで、逆に、税の申告、申請の際に番号を記入していただくというのは、代表的なものは確定申告における申告書に記入していただくとか、固定資産税なり減免の申請なり、税務の申請の際に住所、氏名とあわせて番号を記載して申告・申請していただくというものはございますが、市側から番号をつけて事業主なりに出すものというのは、ほかには税務課としてはございません。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ふるさと納税の関係でございますけれども、まず、平成29年度の予算におきましては、本年度も前年度に引き続きまして七福感謝券が継続するものとして予算のほうを編成させていただいたものでございます。その後の経緯につきましてはご承知のように、本年2月末をもちまして感謝券の取りやめを余儀なくされたところでございまして、以降、平成29年度につきましては、返礼品を中心に寄附金を募るといいますか、寄附金に対しまして返礼品としてお返ししている状況でございます。そういう中で、細かい数字はございませんけれども、返礼品のほうの分野別で申しますと、水産加工品が多いように受けとめてございます。

あと、さとふるの運用状況でございますけれども、七福感謝券がなくなった段階で、その分が、返礼品、さとふるですとか、トラストバンクですとか、そういう委託業者に振りかわったわけでございまして、そのほうは、現時点、返礼割合は、おおむね5割ということで、寄附金の5割相当がそういう会社に流れているという状況でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。私からは、31ページの自立相談支援事業の関係の、ひなたへの委託の関係の内容について申し上げます。11月までの内容でございますけれども、新規相談の受け付けの件数は、4月に4件、5月に1件、6月に2件、7月に1件、8月に1件、9月に3件、10月に3件、11月に1件です。

あと、プランの作成件数のほうでございますけれども、4月に2件、5月に1件、6月に4件、7月に3件、8月に2件、9月に2件、10月はありません、11月1件。

あと、就労支援対象者数を申し上げますと、4月に1人、5月に1人、6月に2人、7月に3人、8月に2人、9月に1人、10月、11月はございませんでした。

なお、160万円の減額でございますけれども、市については、県のほうで契約した額に基づいて、それを基本に契約するというふうになっておりますので、その形をとらせていただきまして、500万円の予算があったんですけども、340万円で契約ができたということで、減額をさせていただいている状況でございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） マイナンバーの写真入りICカードですか、その発行状況は、対象に対してどれぐらいの比率なのかをお答えいただきたいと思います。

それと、それぞれ税務課のほうでは通知にされたり、それから、カードの通知とか、あるいは発行とかされている中で、不適切な事項というか、そういうものは起こっていないかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

それから、これは運用されているわけですけれども、今現在でマイナンバーにどういう情報がひもづけされているのか、確定申告が今年ありましたので、確定申告の情報もひもづけされ

ているのかどうかも含めて、どんな情報がひもづけされているのか、お尋ねしたいと思います。

あと、ふるさと応援のあれで、七福感謝券に対する報償費というのを、私の理解では七福感謝券を換金するための費用というふうに認識しているんですけども、それでしたら、その換金された分野ごとの換金額がもう既に累積であると思うんですけども、その内容がわかれればお尋ねしたいわけです。

そして、自立支援相談事業につきましては、例年と比べて、今年の変化とか特徴はどんなものがあるのかをお尋ねいたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。まず、個人ナンバーカードの交付の関係でございますけれども、交付枚数が2,126件、人口から割り返しますと11.5%の交付率となっております。申請で申しますと2,469件、人口から割り返しますと13.3%の比率となっております。

あと、マイナンバーの不適切な事項はあるのか、ないのかという話ですけれども、現段階では、そういうことは聞いておりません。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。マイナンバーカードにおける情報のひもづけという点についてお答えいたしますけれども、マイナンバーは、住所、氏名、生年月日と性別の基本4情報のみで個人の13桁の番号を持っていますけれども、それぞれの行政機関が持っている情報は、そのカードの中には一切入りませんので、カードの中に、例えば所得情報であるとか、医療を受けたとか、障害があるとか、そういうような情報は、ひもづけられる情報は一切入りません。個々の行政機関にそのカード番号を使って照会して、その内容について、その行政機関で持っているものについて回答いただくという形はとりますけれども、カード自体にはひもづけられる情報は一切入りませんので、そういう状況でございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ふるさと納税における七福感謝券の換金状況でございますけれども、現在、師走を迎えまして、換金を取り扱っている商工会も、年末ということで多忙をきわめておりまして、また、市のほうも、受け付けが日々入ってきておりまして、なかなかその辺集計がとれおりませんけれども、傾向といたしまして、市内飲食店でのご利用が多いように伺っております。ちなみに、感謝券の発行が約19億200万円に対しまして、11月29日現在の換金残額が5億1,300万円、ですから、おおよそ4分の3は換金済みということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。相談の内容について例年と変わった点ということでございますけれども、例年、ご家族やご本人から、収入の面の不安からいろいろご相談をいたしたりとか、兄弟が障害や病気を持っているとかいう方が不安でご相談に来るとかが一般的には多いんですけども、特に、今年の4月以降に、10年年金が始まりましたので、その収入の関係に関してご相談に来た場合、トータルで10年働いて社会保険を払っていれば年金の支給の対象になることなどから、職業を転々としているような方、お話しから聞き取れることがありますと、10年年金の資格があるんじゃないとか、そういうものを調べてあげられるというようなものが、今年に入って特にあるということを聞いております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） ひもづけの問題ですけれども、例えば、勝浦市に問い合わせを受けた場合に、今どういう情報が提供できるようになっているかということで、マイナンバーと、例えば税の情報で、今年の確定申告について情報を提供できるという、そういう意味合いでひもづけがされている、現在既にある情報が蓄積されているのではないかと思いますので、それで情報がどういうものであるのかというのをお尋ねしたいと思います。

それから、ふるさと、七福感謝券の換金済みの分野で、飲食費ということで、一番多いようにご答弁ありましたけれども、もう少し詳しく、どういう分野に七福感謝券が消費としてされているのか、できればもう少し詳しくお答えいただければと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。マイナンバーの関係のひもづけでございますけれども、先ほど来ご答弁させていただきましたが、税関係、また福祉関係、介護関係でございます。この6月に、今まで国で決められている業務以外にも、各市で単独で業務を指定した場合にもマイナンバー等で照会ができるというようなこともありますので、今後、そういう業務等が出てきた場合には、主に福祉、介護、税でございますけれども、関連性が出てくると思われます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ふるさと納税における七福感謝券の換金状況でございますけれども、先ほども申し上げましたように、現在、業務多忙の折、集計・分析になかなか至っておらない中、私の感覚で申し上げましたので、その辺、資料ができ次第、またお伝えするなり、そういうことにさせていただいたと思います。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 議案第56号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算、39ページになります。農林水産業費の農業振興費、農地中間管理事業ということで785万5,000円が計上になっております。この内容につきましては、説明あります。補助対象者は名木・木戸地区圃場整備事業推進委員会に対して交付されるわけですけれども、現在、土地改良圃場整備を進められている地区です。この地域に対して、いわゆる農地を集積して、農地中間管理機構に対して貸し出すというか、そういう形になると思うんですが、この補助金が、予算書を見ると全額県の補助金になっています。県補助事業だと思いますが、ほかに、国あるいは市が関係するものがあるのかどうかということと、それから、この補助金の785万5,000円の使い道、内容、どういうものでこの事業費が使われるのか。

それと、この交付されるに当たっての交付要件があると思うんですが、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。今回補正予算に計上させていただきました歳入の件でございます。この交付金につきましては県補助金となっておりますが、原資は国の補助金であります。県を介しまして市、市を介しまして地元にという、そういうお金の流れでございます。

続きまして、この交付金の使い道でございますが、この交付金、協力金の使い道は、基本的

に自由に使えると聞いております。ただし、市町村と地域の話し合いを経て、地域の使い方にふさわしいものを皆さんで話し合っていただく、このようになっております。現段階では、予算の計上時期でございまして、具体的な使途については、まだ地元では話し合いは具体的には開かれていません、このように聞いております。

3点目の要件でございます。この事業については、既に設置しております農地中間管理機構を活用して、国の方では担い手への集積を加速させようとした背景がございます。農地中間管理機構は平成26年から設置してございますが、どうしても基盤整備が行き届いていない農地、中間管理機構に貸し出してもなかなか受け手がいない状況であります。こうしたことから、国では、さらに中間管理機構を活用した集積が加速するように、今年6月、土地改良法の一部を改正しまして、新たに農家の負担を求めるなど、そういう事業が具体化されたところでございます

お尋ねのありました要件についてでございますが、5つございます。1つ目は、農地中間管理機構の管理権を設定する。内容でございますが、圃場整備を行う区域全ての農地に農地中間管理機構の管理権を設定する。具体的には、農家の方々の同意のもと、農地中間管理機構に農地を差し出す、そのようなものでございます。

2点目で面積要件もございます。本市の農地は全て中山間地域に該当しまして、中山間地域では、それ以外と要件が緩和してございます。この面積要件でございますが、地区全体5ヘクタール以上が要件になっています。名木・木戸の場合は26ヘクタール、29ヘクタール、はつきり確定しておりませんけれども、地区全体では26.4ヘクタールということで、この要件もオーヱーであります。

ただし、地区全体の設定の中でも、団地化を進めるようにとございます。小さいエリアが分散しているよりも、効率化を図るため、ブロックごとの団地化を進めるようになっております。これを当地に該当させますと、名木・木戸では3つの団地を現在想定しております、それぞれ国の要件では0.5ヘクタールとなっておりますが、これもクリアしている状況にあります。

3つ目の要件であります。農地中間管理権の設定期間について要件がございます。先ほど農地中間管理機構に、言葉は適当ではありませんが、差し出すと言いましたが、その期間については15年以上ということが要件になっております。名木・木戸地区に当たりましては既に話し合いがございまして、同意もとれている段階でございますが、名木・木戸地区では法律の改正間もないということから、手続上に詳細な点が不明な点もあつたりして、県の指導で、一応16年間設定するということで皆さんの承諾を得ております。

4つ目の要件です。事業区域内の担い手への集積が要件となっております。事業化するに当たっては、事業区域内の農地を中間管理機構を介した後、地域の担い手の認定農業者に対して全体の8割以上を集積する、このような要件となっております。現時点での話し合いでの状況でございますが、この利用集積率を86%ということで試算してございます。ですから8割以上の要件を満たすものと考えます。

最後、5点目の収益性の要件であります。事業完了後に、どれだけの販売額が伸びたのか、また生産コストがどのくらい低減されたのかということが要件となっております。具体的には、事業完了後5年以内に販売額20%以上向上すること、またはとして、生産コストが20%以上低減すること。これら5つが要件となっております。

ただいまの収益性の要件でございますが、今申し上げたとおりの要件でございまして、要は詳細な部分がまだ国のほうから流れてきておりませんが、この要件につきましては、既に費用対効果もはじいていることから、これもクリアするものと見込んでおります。

以上、要件について、3点についてお答えしました。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 平松課長、詳細なご説明をいただきまして、ありがとうございます。要件が5つあって、それをクリアされるということでお話がございました。使途の内容が、何にでも使えるということで、今、聞きまして、なるほどと思ったわけですが、であれば、すみません、1回で質問を終わらうと思ったんですが、再質問で聞きます。この名木・木戸地区以外、いわゆる今進められている大森、大楠があります。あるいは既に終わっている地区もあるかと思いますが、例えば、今おっしゃられた要件、担い手がいるとか、販売コスト、生産コストが下がるとか、そういう5つの要件がクリアできれば、ほかの地域でも進められていくべきものかと思うんですが、今現在の圃場整備が進められている地区に関して、話し合い等もされているのかという点について、再質問で、2回目で聞きたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。ただいま市で推進しています圃場整備の区域は、名木・木戸地区、2つは、1つが大森地区、もう一つが大楠地区でございます。大森、大楠地区におきましては、県農業事務所と私ども土地改良区、農林水産課が同行いたしまして、役員初め、大森地区におかれましては、先週、農家の方々を全員声かけしまして、2日日程をもらいまして、ほとんどの方に事業の説明をしたところであります。大楠についても既に役員のほうにご説明したところでございます。

ただし、先ほど申し上げました要件5つある中で、大楠地区につきましては、担い手の集団化要件について、さらにお話を進めていく必要があるのかなと。具体的には、担い手の集積率が要件どおり満たされるのかは今後の課題かなと思っております。これが満たされない場合は、従来から予定しております経営体育成の事業のほうで推進していくような、このいづれかの選択になろうかと思います。

大森についてでございますが、この地区につきましては、担い手への集団化の要件はクリアされていると思います。といいますのも、大森地区では営農組織を組織化する動きが明確でございまして、1集落1農場方式、集落で組織がそれを丸抱えするということになりますと、集積率は満たされる。

2つの地区、これからこの事業を詳細に説明していくんですけども、先ほど申し上げたとおり課題等ございます。それぞれ地域の事情というのは異なるかと思いますけれども、いずれにいたしましても、この事業は農家の負担がないということから、またさらに新たな事業を国のほうで立ち上げまして、国における予算の配分の優先は、新たな事業に大きく配分されるという傾向があると思いますので、引き続き県と連携しながら、説明、話し合い等に参加してまいりたい、このように考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第

56号は、総務文教常任委員会へ、議案第57号ないし議案第60号、以上4件は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第61号 指定管理者の指定について、議案第62号 指定管理者の指定について、議案第63号 指定管理者の指定について、議案第64号 指定管理者の指定について、議案第65号 指定管理の期間の変更について、議案第66号 指定管理の期間の変更について、以上6件を一括擬態といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第65号並びに66号について質問します。これは、それぞれ1年間の指定管理者の期間を延長し、その延長した期間内に民間への移譲を行うということが前提になつておるものと思いますが、10年間の事業の継続を条件として移譲するとしても、10年が経過した後の、それぞれの施設の存廃については民間に委ねられてしまうことにならうかと思いますけれども、今なお特別養護老人ホームへの待機者もいらっしゃる中で、施設が廃止になるということはあってはならないと思いますけれども、この10年後以降には、それが市の及ばないところになるのではないかと思いますので、そういう点では、それぞれの事業の、長期的な事業の継続性につきまして、どう担保していくのか、どういうふうにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 質疑の途中でありますが、11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。総野園の内容でございますけれども、まず、指定期間の延長につきましては、今後、国への手続関係ですとか、次への移譲のための手続の関係で1年間必要とするということで期間を延長させていただくところですけれども、譲渡先の選定をプロポーザルで決めようと思っております。公募いたしまして、うちのほうの諸条件を満たしていただけるような、すばらしい提案があるようなところを、できれば選んでいきたいと思っておるところでございますけれども、その移譲に関する条件を、今の時点でうちのほうで考えているところを、まずざっと申し上げさせていただきます。

移譲先は社会福祉法人であること、基本的に、建物、備品等は有償譲渡したいと、この辺もまた検討事項もありますけれども、したいと考えております。土地については無償貸与として考えております。ただし、国への処分手続の条件を踏まえて、移譲方法については判断したいと考えております。

あと、移譲後の10年間については、移譲施設の管理運営を継続すること。ただし、同様の施

設を建て替える場合はこの限りではない。同様の施設を建て替えた場合は、今の総野園施設を解体撤去し、建物、施設等のない土地に整地して返却すること。

また、職員については、本施設に勤務する職員のうち、継続雇用を希望する者について配慮すること。

というような今の段階での条件を考えているところですけれども、今後そのプロポーザルを進めるに当たりまして、まず、総野園の譲渡選定委員会というのを設置いたしまして、今申し上げました諸条件ですとか、議員がおっしゃられる10年後どうなるのかというご心配等についても、その委員会のほうで十分な検討をしていきたいと考えているところでございます。

そのような内容を中で十分検討いたしまして、それに見合った業者を今後選んでいければなというような内容に進んでいければと考えているところでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 私は10年間だけが問題ではないと思うんです。10年経過した後、20年、30年、総野園は必要な施設だと思うのです。総野園という名称は残るか、残らないかは別ですが、総野園が担っている機能は、20年、30年、ずっと必要だし、一層施設を増やすとか、ベッドを拡大するとか、そういうことこそ求められていると思うのです。でも、それはどう担保されるのか、どう市が責任を負えるのかというのは、今回移譲してしまいますと、市の責任が及ばないわけですから、民間の事業者が廃止ということも選択できる状況になりますので、そこを、20年、30年先も見据えて、どう市が責任を果たしていくのか、その市の責任というのはどういう形で果たされるのか、それは見えないので、再度、選定する業者を20年、30年先までずっとこの事業を継続するような事業者を選ぶという、そのよりどころというか、そういうものがあるのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。平成32年になりますけれども、そのときには移譲の手続は終わって、新しい経営者のほうに移るということになります。そのようなことになりますと、基本的に、その経営する方の計画で進められていくことになると思いますので、基本的に市が大きく関与することはなかなか難しいところが、その時点で既に発生するのではないかと思いますけれども、しかしながら、プロポーザルの中では、なるべく最低10年については存続するようなことでプロポーザルに参加していただいて、さらに、その10年後、20年後につきましても継続をしてもらえるような形でお願いをするとか、そういうようなことで進めていく方法があるのではないかと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 希望はわかるんですけども、最悪廃止するということがあった場合、事業者が10年後、あるいは15年後でもいいです、時期は問いませんけれども、そのとき市はどうするのか。特別養護老人ホームに入りたい方は、今、現に待機者もいらっしゃる。総野園の50床がなくなってしまったとしたら、市はそういう要望に対してどう対応するのか、責任を果たしていくのか、そういう局面がないとは限らないと思うのです。そういうときに、市は、かつて民間に移譲してしまったので、新しく市は建設するとか、そういう責任の果たし方になっていくように思われるんですけど、特別養護老人ホームに入所したいという市民の要望にどういうふうに応えるのか、その責任を果たしていくのか、それがなくなってしまうのではないかと思

いますけれども、いかがですか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、なくなるかどうかということでございますけれども、私的には、需要があれば存続はするというふうに思います。また、今回、民営化ということで民間のほうに移譲することになりますけれども、県内でも427施設、同様な施設がございますけれども、ほとんど、420施設がもう民営化になっているということでございますので、その点からも、市のほうから新たにそういう施設を建設するとか、運営するとかというものは考えにくいところがあるのかなと思われますので、民営の力で、不測の場合が出た場合は、何らかの形で民営化の動きが出るような形になってくれるのではないかと思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） 私から1点、第64号の指定管理者の指定についてでございますが、一般社団法人になりました勝浦市観光協会が指定管理ということでございますけれども、今までのKAPPYビジターセンターの事業をもちろん引き継いでいくのだと思うのですが、新たに、観光協会として、あそこの施設をどのように運営していくかという考え方があって、この指定管理者というところに向かってきたのかというところを、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。高橋觀光商工課長。

○觀光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。一般社団法人勝浦市観光協会は、今回、指定管理候補者になっているわけですが、従来のKAPPYビジターセンターの業務を引き継ぐとともに、指定管理者の募集に応じた申請書に、勝浦市観光協会の、平成30年度から平成34年度まで、指定管理期間の事業計画書が提出されております。その事業計画書の中に記載しているもので、従来のKAPPYビジターセンターの業務以外のもので記載されているところがあるとすれば、目立ったところについては、宿泊希望者への宿発施設の紹介及び予約、それから、観光資源等の情報収集及び提供に関する業務、これは従来もKAPPYビジターセンターで行っていた業務ですけれども、それをさらに拡大、充実していきたいという提案がございました。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） ありがとうございます。宿泊業者の紹介とか観光業の拡大ということで、これから、一般社団法人になりました勝浦市観光協会がいろいろなところに事業を広げていく形になっていくと思うんですけれども、課長から見た観光協会が、今後、このビジターセンターを活用して、どのような事業を展開していくほしいうのが、もしあればお示ししていただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。高橋觀光商工課長。

○觀光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。KAPPYビジターセンターを拠点にということで、観光協会の活動、市として期待するところでございますけれども、現在、市でも観光プラットフォーム整備事業を行っております。その業務の一部を観光協会にも担っていただければと考えております。具体的に言いますと、観光情報のワンストップサービス、これは地域限定旅行業の起業などを視野に入れて、宿泊滞在型の旅行商品の開発や販売促進を行っていただ

ければと。さらに、今申しましたけれども、ポータルサイトの管理・充実、既にインスタグラム等を活用しました勝浦市内の観光情報を発信する業務は観光協会で行われておりますが、さらにそれを充実・拡大させていただきたいと思っております。

さらにつけ加えますと、広域連携推進事業、さらに空き店舗を活用した事業も、できれば観光協会に担っていただければと思っております。今、事業の進捗状況、平成29年度、準備に取りかかっておりますけれども、例えば広域連携推進事業につきましては、レンタサイクルを活用した広域の連携を目指して今動いているところだと聞いております。

具体的には、大多喜町とは、来年度、開始早々から事業を開始できるような形で進めていると聞いております。空き店舗の活用につきましても進めてもらうように私からもお願ひしておりますし、観光協会でそれを受け、これから業務を推進していただけると思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） ありがとうございます。非常に多くの期待を背負った一般社団法人観光協会になると思いますので、ぜひ、委託指定管理者としてこれから活躍をしていかなければいけないのですけれども、含めて、行政からも支援を、後支えをしていただいて、観光に関して、今以上に盛り上がる勝浦市になってくれればいいかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 議案第61号の指定管理者の指定について、勝浦市保健福祉センターの指定ですが、これは私の9月の一般質問の中で明らかになってきて、もともと市の計画の中でも、この福祉センターは、元大原高校若潮キャンパスの校舎をということで移転の計画は市の計画書の中にも入っていましたので、9月に質問したところ、串浜の現在の場所で今後また継続していくということでありました。その際聞いた中では、老朽化している建物は、雨漏りをしたり、壁にひびが入っているということで、かなり老朽化については修繕をしているのですが、またさらに今後5年間ここで保健福祉センターの役割を果たす建物となると、管理の問題ですが、管理は社会福祉協議会がやるんですけど、管理する上で、そういう老朽化は非常に支障になるんじゃないかと考えます。そういうところで、今後どのように担保していくのかということと、一昨日の一般質問の中で、地震、津波が必ず来るという、必ずという中の問題が出ていました。そうしますと、こここのところは、津波が来た場合は、もうそもそも海の目の前ですので、対応が迅速にできないといけないということで、9月議会の一般質問のときには、津波に対しては常日ごろの予防策を講じるということですが、具体的にその辺のことについてどのように考えるか、お伺いします。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） 議案第61号に関しましてお答えいたします。まず、今後老朽化した施設について、どのように運営をしていくかということでございますけれども、これにつきましては、極力、不都合が生じたようなところについては修繕をしていくということで現在進めているところでございますけれども、それを継続していきたいと考えております。その辺は、運営をしてもらっております社福と連絡を密にとりながら、それぞれ対応していきたいと考えております。

また、地震、津波に関する予防対策でございますけれども、建物については耐震がまだできていないところもございますので、避難の方法を考えたり、あと、建物の中の什器類というか、棚とかが倒れないような工夫をしまして対応していくというふうに考えております。避難につきましては、一般的には春日神社のほうに逃げていく避難経路がありますけれども、それに加えまして、元有料道路のほうに避難するようなことも加えて避難訓練等を今後やっていくということを考えているところでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 9月に聞いたときと同じ答えですが、要するに、私はここでやるということについて問題があるということではありません。ただ、津波等の対応と、今、地震については耐震されていないということですので、5年間使うわけですから、どこまで建物を維持していくかということは、しっかりと考へてもらいたいと思います。

そして、5年間、またこれもあつという間に過ぎる5年間ではないかと思いますけど、その先について、保健福祉センターの機能というものは、今あるものは、もともと勝浦消防署というものの中の設計できたわけですから、今後は、保健福祉センターというのは、高齢化が見込まれる中で非常に必要な位置を占めると思いますので、5年先は今答えられないと思いますけど、やはりしっかりと施設を確立していくことが望ましいのではないかと思います。市長は以前には、大原高校の若潮キャンパス跡地に移転したいということを随分言っていましたけれども、これは地元とのいろいろな協議の中で今のところで行うということになったと聞いていますので、ぜひとも、今のところで行うのであれば、そのところの対策をしっかりと行っていただきたいと思います。

もう一つ、要望的なものなんですが、あそこの使い勝手が非常に悪いという市民の方からの要望があります。というのは、駐車場に入りづらい。そして、国道に面しているんだけど、国道側からが、ちょうどバイパスの入口に当たるので、交通量の関係から、今使っていませんけど、入り口的には国道からのほうが実際いいのかなと思います。ただ、そのところがちょうど入り口になっていますので使いづらいんですけど、要するに車で来る人が多いので、旧国道のほうから入るのが入りづらいという部分と、今のバイパスの入り口の部分を何とか改良できないのかなと思うのですが、その辺については検討の余地があるのかどうかを確認します。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。旧道のほうからの入口については、確かに間口が余り広くないというふうに感じております。そのようなところから現在出入りをしているところでございますけれども、基本的に、まず建物があの敷地の形の中にあって、駐車場の形も、あの形で現在つくられているというものがございますので、その辺を踏まえながら検討していくしかないかなと考えます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号ないし議案第66号、以上6件は、産業厚生常任委員会へ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（岩瀬洋男君）　日程第2、請願の委員会付託であります。今期定例会において受理した請願は、お手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休　会　の　件

○議長（岩瀬洋男君）　日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月9日から12月13日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君）　ご異議なしと認めます。よって、12月9日から12月13日までの5日間は休会することに決しました。

12月14日は、午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散　　会

○議長（岩瀬洋男君）　本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時37分　散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第52号～議案第66号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第4号～請願第5号の委員会付託
1. 休会の件